

東御市公金事務取扱手数料に関する協定書の
一部変更協定書

東御市（以下「甲」という）と株式会社八十二銀行（以下「乙」という）は、平成19年8月1日付で締結した「東御市公金事務取扱手数料に関する協定書」中第1条（公金取扱事務手数料）を平成26年4月1日から次のとおり変更する。

（公金取扱事務手数料）

第1条 甲は、乙に対し次の公金取扱事務手数料を乙の請求に基づき支払うものとする。

- （1）口座振替手数料 振替請求1件当たり10円（消費税等別）
- （2）書類による口座振替の手数料 依頼件数1件当たり50円（消費税等別）
- （3）窓口収納手数料 現金及び証券による収納
納付書1枚当たり30円（消費税等別）
- （4）公金振込手数料（消費税等別）

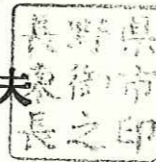
取扱区分		八十二銀行宛		他金融機関宛
		同一店内	本支店宛	他行宛
帳票扱いによる振込1件あたり、但し手数料受取人負担の振込及び指定金融機関への回送を除く	3万円未満	100円	300円	600円
	3万円以上	300円	500円	800円
磁気媒体・データ伝送による振込		無料		

この変更契約の証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年3月7日

甲 長野県東御市県281番地2

東御市長 花岡利夫



乙 長野市大字中御所字岡田178番地8

株式会社八十二銀行
取締役頭取 湯本 昭一

